# 熊本県農業研究センター果樹研究所
# 育休等代替臨時職員　募集案内

## 1 募集職種

「農学」果樹研究所　技師

## 2 職務内容

・果樹の病害虫の試験研究業務
・病害虫試験の調査
・農業害虫の調査及び飼育業務
・試験データのパソコン入力及び結果の取りまとめ、成績書の作成
・その他試験研究に関連する業務（試験作物の管理作業）

＊正職員と同様の業務に従事します（会計年度任用職員とは異なります）。

## 3 採用予定人数

１名

## 4 勤務条件

（１）任用期間：令和９年（2027年）１月２５日～令和１０年（2028年）３月３１日
＊上記期間（正職員の産前・産後休暇及び育児休業期間の全部又は一部の期間）が基本ですが、育児休業中の正職員が予定より早く復帰した場合等は、当初の任用期間から変動することがあります。
（２）勤務時間：８時３０分～１７時１５分
（３）勤 務 地：農業研究センター果樹研究所（宇城市松橋町豊福２５６６）
（４）給与月額：高校卒業程度２０１，５００円～
大学卒業程度２２６，９００円～
＊給与は、学歴・職歴等に応じ加算措置があります
（５）諸 手 当：通勤手当、住居手当、期末勤勉手当など
勤務期間が６月を超えた場合は退職手当
（６）社会保険等：地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

## 5 受験資格

普及指導員の資格を有している方又は学校教育法による大学、高等専門学校若しくは高等学校、都道府県立農業大学校若しくはこれに準ずる教育施設において農業関係の科目を履修し、卒業している方。

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

①日本国籍を有しない者
②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
③熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
④日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験の方法

小論文試験６０分（筆記試験）及び面接試験（個別面接による口述試験）を実施します。

## 7 試験日程等

（１）日　　時：令和８年（2026 年）１１月２５日（水）９：３０集合
（２）場　　所：農業研究センター果樹研究所（宇城市松橋町豊福２５６６）
（３）持参するもの：筆記用具（鉛筆、消しゴム等）
　　＊時計は、計時機能だけのものに限ります。
（４）合格発表：令和８年（2026 年）１１月 ２７日（金）
　　合格発表は、郵送により文書で合否を通知します。なお、合格者のうち採用予定者になられた方へは電話でも連絡を行います。

## 8 応募方法

（１）応募者は、令和８年(2026 年)１１月１９日（木）（必着）までに、「履歴書」等を熊本県農業研究センター管理部総務課へ、持参又は郵送してください。
　ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く 8:30～17:15 とします。
（２）郵送の場合は、必ず**特定記録郵便**にし、**９ 申込手続等**に記載の要領で郵送してください。

＊応募者多数の場合は、上記期間内であっても申込みを締め切ることがあります。

【連絡先】　〒８６１－１１１３
　　熊本県合志市栄３８０１
　　熊本県農業研究センター管理部総務課
　　電話　０９６－２４８－６４１１

## 9 申込手続等

以下の資料を**８ 応募方法**を確認のうえ、上記【連絡先】に持参又は郵送してください。

◆「履歴書」（顔写真のあるもの）
◆「ハローワーク紹介状」
◆普及指導員の資格取得者においては、「合格証書」の写し。
　農学関係の科目を履修し卒業した者は、その最終学歴の「卒業証書」の写しまたは「卒業証明書」

※履歴書の写真は、申込前３ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるものを所定の箇所に貼ってください。

※郵送する場合は、**必ず特定記録郵便**にし、封筒の表に**「果樹研究所育休等代替臨時職員」申込**と**朱書き**してください。

## 10 採用方法等

（１）合格者については、熊本県農業研究センター果樹研究所の「育休等代替臨時職員合格者名簿」に登載し、当センター育児休業職員の休職期間（現在のところ令和１０年（2028 年）３月３１日）までの育休等代替臨時職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
（２）合格の有効期間は、合格発表の日から当センター育休職員の休職期間（現在のところ令和１０年（2028 年）３月３１日）までとします。

## 11 試験結果の開示について

（1）この試験の結果については、熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票又は合否通知書を持参のうえ、午前８時３０分から午後５時１５分までの間に、直接上記【連絡先】へおいでください。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。

（2）電話、はがき等による請求では開示できませんので御注意ください。

| 開示を請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 |
|---|---|---|
| 試験受験者 | 総合順位及び総合得点 | 合格発表の日から１か月間 |